

所管省庁の検討結果の見方（平成26年度）

1. はじめに『資料1』を御覧下さい。原則として、受付日順に「提案事項名（タイトル）」「提案主体名（会社名・団体名）」等が記載されています。

御自身がホームページ等に提案された時期をもとに「管理番号」「制度の所管省庁」を御確認下さい。

※ 資料はPDFファイルです。

上記「管理番号」「制度の所管省庁」を確認されるにあたっては、マウスを右クリック、もしくは Shift + Ctrl + F を押下して検索機能を用いた語句の指定を行えば、提案事項名等を検索することが可能です。

2. 次に『資料2』の中で該当する「制度の所管省庁」のファイルを御覧下さい。指定「管理番号」のところに提案事項に対する回答が記されています。

※ 複数の省庁にまたがる場合は、「制度の所管省庁」欄にある全ての省庁に同じ回答が掲載されています。

3. 『資料2』の「所管省庁の検討結果」に記載されている「措置の分類」「措置の内容（対応策）」が示す内容は、以下のとおりです。

| 分類 | 内容 |
|------------|--|
| 対応 | ●提案内容について、対応することとしており、平成26年度中に実施するものであって、対応策が明確であるもの |
| 検討に着手 | ●提案内容について、実施を前提にすでに検討に着手しているものの、 ・対応策が不明確であるもの ・実施時期が不明確、若しくは平成27年度以降のもの |
| 検討を予定 | ●現在検討は行っていないものの、 ・今後検討を予定しているもの ・今後検討に値すると考えられるもの |
| 対応不可 | ●提案内容について、対応が不可能であるもの |
| 現行制度下で対応可能 | ●提案内容について、現行の事業・規制等により対応可能であるもの |
| 事実誤認 | ●提案内容について、事業・規制自体が存在しないなど事実誤認のもの |
| その他 | ●上記に分類できないもの |

以上